

区 分	適合基準
地域包括ケアシステムの構築のために必要な医療が提供される診療所	<p>次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）</li> <li>2 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）</li> <li>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</li> <li>4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）</li> <li>5 当該診療所内において看取りを行う機能</li> <li>6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</li> <li>7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</li> </ol>
へき地の医療が提供されるために必要な診療所	<p>「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所（入院機能を必要とする診療所に限る。）等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p>
小児医療が提供されるために必要な診療所	<p>小児科又は小児外科を標榜し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p>
周産期医療が提供されるために必要な診療所	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産科又は産婦人科を標榜していること。</li> <li>2 実際に分娩を扱うこと。</li> </ol>
救急医療が提供されるために必要な診療所	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急科を標榜していること。</li> <li>2 在宅当番医制に参加し、必要に応じて二次救急医療機関に繋ぐ役割を担うこと。</li> <li>3 救急病院等を定める省令に基づく「救急告示診療所」として知事の認定を受けるために必要な人員体制及び機器が整備されていること。</li> <li>4 特例適用後に「救急告示診療所」として知事の認定を受けること。</li> </ol>
その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所	<p>医療審議会において個別に審議を行う。</p>